

改正

平成25年8月1日規則第55号

平成26年4月1日規則第24号

平成27年2月16日規則第3号

福井市子ども・子育て審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福井市附属機関設置条例（平成10年福井市条例第18号）第4条の規定に基づき、福井市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に規定する事務の処理に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第3項に規定する住民の意見を反映させるために必要な措置に関すること。
- (3) 私立認定こども園及び私立保育所の設置又は定員の増員に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援及び少子化対策の施策に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員17人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉保健部子育て支援室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月1日規則第55号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
- (委員の任期の延長)
- 2 この規則の施行の際現に委嘱されている委員については、継続的な審議が必要であると認められるときは、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、その任期を1年延長することができる。

附 則 (平成26年4月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年2月16日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。